

18. 01. 04

出願の変更における新たな意匠登録出願についてのパリ条約
による優先権等の主張の規定の適用について

1. 出願の変更における新たな意匠登録出願についてパリ条約による優先権等の主張の規定の適用を受けることができる場合

- (1) もとの特許出願又は実用新案登録出願について優先権の主張の手續の規定による書面を出願と同時に提出し、かつ証明書を 3 月以内に提出しているとき（当該書面を提出する者の責めに帰することができない理由による期間徒過後の救済については、意 15 条 1 項〔準〕特 43 条 8 項及び 9 項、意施 19 条 3 項〔準〕特施 27 条の 3 の 3 第 6 項、方式審査便覧 04. 04、方式審査便覧 28. 21）。

最初の出願の日（第一国への出願の日）から 6 月以内にもとの特許出願又は実用新案登録出願をしている場合に限り、同規定の適用を受けることができる。

- (2) もとの特許出願又は実用新案登録出願について優先権の主張の手續による書面のみを提出している場合であつて、出願の変更がもとの特許出願又は実用新案登録出願の日から 3 月以内に行われているとき。

この場合は、新たな意匠登録出願についてもとの出願の日から 3 月以内に、証明書を提出しなければならない（当該書面を提出する者の責めに帰することができない理由による期間徒過後の救済については、意 15 条 1 項〔準〕特 43 条 8 項及び 9 項、意施 19 条 3 項〔準〕特施 27 条の 3 の 3 第 6 項、方式審査便覧 04. 04、方式審査便覧 28. 21）。

ただし、最初の出願の日（第一国への出願の日）から 6 月以内にもとの特許出願又は実用新案登録出願をしている場合に限り（→主 15. 06）。